

小田原城北工業高等学校体育施設の利用について

1 利用施設

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育館	ネット、支柱 附属施設 (屋外トイレ)	土曜日 (年末年始を除く)	19:00～21:00

2 利用できる方

県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- 営利を目的とした利用
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- 申込内容に反する利用
- その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

3 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から20日までの間に、施設利用申込書(様式1)により事務室に申し込んでください。

学校行事や部活動、他の利用者等との調整の後、利用可能であれば、施設利用承認書(様式2)を交付します。

4 電気料金について

体育館の照明を利用した場合には、次のとおり電気料金がかかります。

・2時間まで440円

・1時間延長ごとに220円

支払いが遅れた場合は次回からの利用をお断りする場合があります。

5 利用日誌の提出

施設を利用したときは、利用後、当日のうちに「施設利用日誌」に必要事項を記入し、事務室に提出してください。

6 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- (1) 利用責任者は利用当日、利用に先立って施設利用承認書及び運転免許証等身分を明らかにする書類を、学校警備員にお見せください。
- (2) 県立学校敷地内は全面禁煙です。
- (3) 指定された利用施設以外の場所に立ち入らないでください。
- (4) 利用が終了したときは利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、利用責任者が確認を行ってください。
- (5) 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたっては学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう安全に努めてください。
- (6) 利用中に異常な状態に気付いたときは、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合には、学校に必ず報告するとともに、施設利用日誌への記入もお願いします。
- (7) 利用中に施設・設備・物品等に破損等をしたときは、学校に連絡し、「[施設・設備破損届](#)」を提出してください。
- (8) 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損等したときは、現状に復するための経費について、弁償していただきます。